



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

官報
目次

- 中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件 (同七)
- 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十九年度の医療保険者の納付金の算定に關して厚生労働大臣が定め率及び額を定める件
(厚生労働七五)
- 農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件 (農林水産三九八)
- 農業近代化資金金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件 (農林水産三九九)
- 農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件 (同四〇〇)
- 個人情報の保護に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき、認定個人情報保護団体として認定した件 (同四〇一)
- 火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する件 (同四一)
- 耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件 (同二〇一)
- 主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件の一部を改正する件 (同二〇二)
- 準耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件 (同二〇三)
- 建築士事務所の開設者がその業務に關して請求することのできる報酬の基準の一部を改正する件 (同二〇四)
- 中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録する件 (同四二)
- 原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を定めた件 (同四三)
- 耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件 (同二〇四)
- 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示
(海上保安庁一二)
- 農業信用保証法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件 (同六)
- 財務・農林水産五
- 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件 (同三九)
- 農業信託保証法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件 (同四四)

- 中小企業支援法第十一條第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件 (同四五)
- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件 (同四六)
- 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第三号の經濟規定に基づき登録の消除をした件 (同四七)
- 高速自動車国道に関する件 (同四八)
- 国土交通一九七)
- 砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施工する件 (同一九八)
- 砂防法第二条の土地を指定する件 (同一九九)
- 直轄砂防工事を施工する件 (同二〇〇)
- 耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件 (同二〇一)
- 主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件の一部を改正する件 (同二〇二)
- 準耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件 (同二〇三)
- 建築士事務所の開設者がその業務に關して請求することのできる報酬の基準の一部を改正する件 (同二〇四)
- 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示
(海上保安庁一二)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府 法務省

〔叙位・叙勲〕

〔官室報告〕

〔皇室事項〕

国家試験

衛生コンサルタント試験の合格者
(厚生労働省)

労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の合格者

〔公 告〕

諸事項

官報

財團、有権者申出方、犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等

厚生年金基金変更関係
会社その他

第五中「定めるもの」の下に「(第一号に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合いで等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止する)」とができる構造とするものに限る。)」を加え、同第一号中「を設け、かつ、防火被覆の取合いで等の部分を、当該取合いで等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止する」ができる構造とするものに限る。)」を加え、同第一号ハ(2)(ii)中「の上に厚さが九ミリメートル以上のせつこうボードを」を「を二枚以上」に改め、同号ハ中「(2)又は(3)」を「(2)から(4)まで又は(6)のいずれか」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第一百三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第

二条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造の構造方法を定める件(平成十二年建設省告示第十三百五十八号)の一部を次のとおりに改正する。

平成二十九年三月二十一日

国土交通大臣 石井 啓一

第一第一号二、同第二号二、同第三号本、同第

四号二及び同第五号へ中「平成二十七年国土交通省告示第二百五十三号」を「一時間準耐火構造告示」に改める。

第二第一号口中「第四第二号口」を「第四第三号口」に改める。

第三中「定めるもの」の下に「(第三号に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いで等の部分を、当該取合いで等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止する)」とができる構造とするものに限る。)」を加え、同第三号イ(1)中「軽量気泡コンクリート」を「軽量気泡コンクリートパネル」に改め、同号口(3)を次のように改める。

(3) 厚さが十一ミリメートル以上の強化セメントボード(その裏側に厚さが五十ミリメートル以上のロックウール(かさ比重が〇・〇一四以上のものに限る。以下同じ)を設けたものに限る。)

第三第三号ハを削り、同第四号中「平成二十七年国土交通省告示第二百五十三号」を「一時間準耐火構造告示」に改める。

第五名号列記以外の部分中「定めるもの」の下に「(第一号ハ及び二並びに第一号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いで等の部分を、当該取合いで等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止する)」とができる構造とするものに限る。)」を加え、同第一号ハ(2)(ii)中「の上に厚さが九ミリメートル以上のせつこうボードを」を「を二枚以上」に改め、同号ハ(2)面を次のように改める。

(iii) 厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボード(その裏側に厚さが五十ミリメートル以上のロックウールを設けたものに限る。)

第五第一号ハ(3)を削り、同号中「をホトシ、ハ

の次に次のように加える。

二 屋内側の部分又は直下の天井に次の(1)か

ら(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とする。)と。

(1) 第三第三号口(2)又は(3)に該当するもの

(2) セツコウボードを二枚以上張ったもの

で、その厚さの合計が二十一ミリメートル以

上ル以上のもの

(3) 厚さが十二ミリメートル以上のせつこ

うボードの上に厚さが九ミリメートル以

上のロックウール吸音板を張ったもの

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第一百四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第

二条第七号の二の規定に基づき、準耐火構造の構

造方法を定める件(平成十二年建設省告示第十三百五十八号)の一部を次のとおりに改正する。

平成二十九年三月二十一日

国土交通大臣 石井 啓一

別添四の一、第二中を次のとおり改める。

一 建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律第12条第1項に規定する建築物工

ネルギー消費性能適合性判定に係る業務、

同法第19条第1項に規定する建築物の建築

に関する届出に係る業務及び同法第29条第

1項に規定する建築物エネルギー消費性能

向上計画の認定に係る業務

別添四の二、中第七号を第八号とし、第三

別添四の二、中第三号を第五号とし、第一号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加へる。

二 都市の低炭素化の促進に關する法律第53

条第1項に規定する低炭素建築物新築等計

画の認定に係る業務

別添四の二、中「申請者と工事施工者の工事

請負契約の締結に關する協力に係る業務」を次に次の一時を用へる。

三 都市の低炭素化の促進に關する法律第53

条第1項に規定する低炭素建築物新築等計

画の認定に係る業務

別添三の二、中「委託者と工事施工者の工事

請負契約の締結に關する協力に係る業務」を次に次の一時を用へる。

四 都市の低炭素化の促進に關する法律第53

条第1項に規定する低炭素建築物新築等計

画の認定に係る業務

別添三の二、中「作成」や「認定」などに掲げるもの」を名め、同三の三時を用へる。

五 都市の低炭素化の促進に關する法律第53

条第1項に規定する低炭素建築物新築等計

画の認定に係る業務

別添三の二、中「申請者と工事施工者の工事

請負契約の締結に關する協力に係る業務」を次に次の一時を用へる。

六 都市の低炭素化の促進に關する法律第53

条第1項に規定する低炭素建築物新築等計

画の認定に係る業務

別添三の二、中「委託者と工事施工者の工事

請負契約の締結に關する協力に係る業務」を次に次の一時を用へる。

七 都市の低炭素化の促進に關する法律第53

条第1項に規定する低炭素建築物新築等計

画の認定に係る業務

別添三の二、中「申請者と工事施工者の工事

請負契約の締結に關する協力に係る業務」を次に次の一時を用へる。

八 建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律第12条第1項に規定する建築物工

ネルギー消費性能適合性判定に係る業務、

同法第19条第1項に規定する建築物の建築

に関する届出に係る業務及び同法第29条第

1項に規定する建築物エネルギー消費性能

向上計画の認定に係る業務

別添三の二、中「申請者と工事施工者の工事

請負契約の締結に關する協力に係る業務」を次に次の一時を用へる。

九 都市の低炭素化の促進に關する法律第53

条第1項に規定する低炭素建築物新築等計

画の認定に係る業務

別添三の二、中「申請者と工事施工者の工事

請負契約の締結に關する協力に係る業務」を次に次の一時を用へる。

十 都市の低炭素化の促進に關する法律第53

条第1項に規定する低炭素建築物新築等計

画の認定に係る業務

別添三の二、中「申請者と工事施工者の工事

請負契約の締結に關する協力に係る業務」を次に次の一時を用へる。

十一 都市の低炭素化の促進に關する法律第53

条第1項に規定する低炭素建築物新築等計

画の認定に係る業務

別添三の二、中「申請者と工事施工者の工事

請負契約の締結に關する協力に係る業務」を次に次の一時を用へる。

別添四の二、中「第八中を次のとおり改める。

一 建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律第12条第1項に規定する建築物工

ネルギー消費性能適合性判定に係る業務、

同法第19条第1項に規定する建築物の建築

に関する届出に係る業務及び同法第29条第

1項に規定する建築物エネルギー消費性能

向上計画の認定に係る業務

別添三の二、中「申請者と工事施工者の工事

請負契約の締結に關する協力に係る業務」を次に次の一時を用へる。

二 建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律第12条第1項に規定する建築物工

ネルギー消費性能適合性判定に係る業務及

び同法第29条第1項に規定する建築物工事

請負契約の締結に關する協力に係る業務」を次に次の一時を用へる。

三 建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律第12条第1項に規定する建築物工

ネルギー消費性能適合性判定に係る業務及

び同法第29条第1項に規定する建築物工事

請負契約の締結に關する協力に係る業務」を次に次の一時を用へる。

四 建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律第12条第1項に規定する建築物工

ネルギー消費性能適合性判定に係る業務及

び同法第29条第1項に規定する建築物工事

請負契約の締結に關する協力に係る業務」を次に次の一時を用へる。

五 建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律第12条第1項に規定する建築物工

ネルギー消費性能適合性判定に係る業務及

び同法第29条第1項に規定する建築物工事

請負契約の締結に關する協力に係る業務」を次に次の一時を用へる。

六 建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律第12条第1項に規定する建築物工

ネルギー消費性能適合性判定に係る業務及

び同法第29条第1項に規定する建築物工事

請負契約の締結に關する協力に係る業務」を次に次の一時を用へる。

七 建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律第12条第1項に規定する建築物工

ネルギー消費性能適合性判定に係る業務及

び同法第29条第1項に規定する建築物工事

請負契約の締結に關する協力に係る業務」を次に次の一時を用へる。

八 建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律第12条第1項に規定する建築物工

ネルギー消費性能適合性判定に係る業務及

び同法第29条第1項に規定する建築物工事

請負契約の締結に關する協力に係る業務」を次に次の一時を用へる。

九 建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律第12条第1項に規定する建築物工

ネルギー消費性能適合性判定に係る業務及

び同法第29条第1項に規定する建築物工事

請負契約の締結に關する協力に係る業務」を次に次の一時を用へる。

十 建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律第12条第1項に規定する建築物工

ネルギー消費性能適合性判定に係る業務及

び同法第29条第1項に規定する建築物工事

請負契約の締結に關する協力に係る業務」を次に次の一時を用へる。

十一 建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律第12条第1項に規定する建築物工

ネルギー消費性能適合性判定に係る業務及

び同法第29条第1項に規定する建築物工事

請負契約の締結に關する協力に係る業務」を次に次の一時を用へる。

十二 建築物のエネルギー消費性能の向上に關する法律第12条第1項に規定する建築物工

ネルギー消費性能適合性判定に係る業務及

び同法第29条第1項に規定する建築物工事

請負契約の締結に關する協力に係る業務」を次に次の一時を用へる。

別添三の二、中「みねくわ」を「たまなみ」に改める。

PC38 39 38 別表巡視艇の項中「PC

39 39 38 別表特殊警備難船の項中「GS

32 32 32 别表特殊警備難船の項中「SS

33 33 33 别表特殊警備難船の項中「SS

34 34 34 别表特殊警備難船の項中「SS

35 35 35 别表特殊警備難船の項中「SS

36 36 36 别表特殊警備難船の項中「SS

37 37 37 别表特殊警備難船の項中「SS

38 38 38 别表特殊警備難船の項中「SS

39 39 39 别表特殊警備難船の項中「SS

40 40 40 别表特殊警備難船の項中「SS

41 41 41 别表特殊警備難船の項中「SS

42 42 42 别表特殊警備難船の項中「SS

43 43 43 别表特殊警備難船の項中「SS

44 44 44 别表特殊警備難船の項中「SS

45 45 45 别表特殊警備難船の項中「SS

46 46 46 别表特殊警備難船の項中「SS

47 47 47 别表特殊警備難船の項中「SS

48 48 48 别表特殊警備難船の項中「SS

49 49 49 别表特殊警備難船の項中「SS

50 50 50 别表特殊警備難船の項中「SS

51 51 51 别表特殊警備難船の項中「SS

52 52 52 别表特殊警備難船の項中「SS

53 53 53 别表特殊警備難船の項中「SS

54 54 54 别表特殊警備難船の項中「SS

55 55 55 别表特殊警備難船の項中「SS

56 56 56 别表特殊警備難船の項中「SS

57 57 57 别表特殊警備難船の項中「SS

58 58 58 别表特殊警備難船の項中「SS

59 59 59 别表特殊警備難船の項中「SS

60 60 60 别表特殊警備難船の項中「SS

61 61 61 别表特殊警備難船の項中「SS

62 62 62 别表特殊警備難船の項中「SS

63 63 63 别表特殊警備難船の項中「SS

64 64 64 别表特殊警備難船の項中「SS

65 65 65 别表特殊警備難船の項中「SS

66 66 66 别表特殊警備難船の項中「SS

67 67 67 别表特殊警備難船の項中「SS

68 68 68 别表特殊警備難船の項中「SS

69 69 69 别表特殊警備難船の項中「SS

70 70 70 别表特殊警備難船の項中「SS

71 71 71 别表特殊警備難船の項中「SS

72 72 72 别表特殊警備難船の項中「SS

73 73 73 别表特殊警備難船の項中「SS

74 74 74 别表特殊警備難船の項中「SS

75 75 75 别表特殊警備難船の項中「SS

76 76 76 别表特殊警備難船の項中「SS

77 77 77 别